

## 介護職員等特定処遇改善加算について

### ◎介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年度の介護報酬改定において、介護職員の確保・定着につなげていくため、10月1日から「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、介護職員の更なる処遇改善を行うとともに、その趣旨を損なわない程度において、他の職種職員に対しても処遇改善を行うことができる等、柔軟な運用ができるように定めた制度である。

### ◎処遇改善について

介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する職員の賃金改善（基本給・手当・賞与等の対象となる賃金項目を特定）を実施

### ◎当法人の基本的考え方

- ・同じ法人に働くものとして、より多くの職員に特定処遇改善加算支給を行う仕組みにする。
- ・当法人の賃金改善項目
  - ① 「夜勤手当」を新設し、夜勤1回あたり3,000円を支給する。
  - ② 特定処遇改善支給原資から夜勤手当支給分を除いた額を「処遇改善一時金」として年度末に支給する。
  - ③ ①、②にかかる法定福利費増加分
- ・特定処遇改善加算支給対象外に該当する職員についても、法人負担にて法人の定めた支給割合に応じて支給する。
- ・非常勤職員についても常勤換算率に基づいて支給する。
- ・2019年度の支給については、10月まで遡った配分方法で配分する。
- ・年度ごとに特定処遇改善支給原資、対象者、支給額が変わってくるため、年度の特定処遇改善支給額が確定する5月に、法人が得た額が職員に支給した額を上回った場合、職員に追加支給する。